

～ 車両や所有者に変更があったときは…

## 変更届をお忘れなく！～

軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。  
所有者の住所が変わったときや、車両の名義が変わった（所有者が死亡した）とき、譲渡したときなどの場合は、すみやかに登録事項の変更手続きをお願いします。  
 （手続き先は、次の税率表をご覧ください）

### 軽自動車税（種別割）の税率表

#### ① 二輪車・小型特殊自動車など

種 別		税率（年額）	登録事項の変更手続き場所
原動機付自転車	1 原付一種（総排気量 50 cc以下）	2,000 円	大江町役場 税務町民課 町民税係 TEL 0237-62-2119
	2 原付二種乙（総排気量 50 ccを超え 90 cc以下）		
	3 原付二種甲（総排気量 90 ccを超え 125 cc以下）	2,400 円	
	4 三輪以上のもの（総排気量 50 cc以下）…ミニカー	3,700 円	
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400 円	
	その他のもの	5,900 円	
二輪の軽自動車（総排気量 125 ccを超え 250 cc以下）		3,600 円	東北運輸局山形運輸支局 TEL 050-5540-2013 山形市大字漆山字行段 1422-1
二輪の小型自動車（総排気量 250 ccを超えるもの）		6,000 円	

#### ② 三輪及び四輪の軽自動車

車両条件によって異なる税率が適用されます。

車検証に記載された「最初の新規検査」の年月から判定されます。

ここを確認

#### 自動車検査証

車 両 番 号	交 付 年 月 日	初度検査年月	自動車の種別	...
山形50あ1234	平成 〇〇年〇月〇日	平成 〇〇年〇月	軽自動車	
車 台 番 号	乗車定員	最大積載量	車両重量	...
AB21S-123456	4人	-kg	〇〇〇kg	

[裏面をご覧ください。]

種 別				税 率 (年額)			登録事項の 変更手続き場所
				電気自動車・天然ガス自動車・ガソリンハイブリット自動車等および被けん引車を除く			
				① 平成27年3月31日 までに最初の新規 登録をした車	② 平成27年4月1日 以後に最初の新規 登録をした車	③ 最初の新規検査 から13年を経過 した車両 ※(重課税率)	軽自動車検査協会 山形事務所 TEL 050-3816 -1835 山形市立谷川三丁目 3553番地
三 輪				3,100円	3,900円	4,600円	
軽自動車	四 輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
ポート・トレーラー				3,600円			

### 《重課税率》

平成28年度から、最初の新規検査から13年を経過した三輪および四輪の軽自動車には、重課税率が適用されています。

令和4年度の重課税率の対象は、平成21年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両です。

令和4年度の重課対象	車検証に記載されている初度検査年月が「平成21年3月」以前
令和5年度の重課対象	車検証に記載されている初度検査年月が「平成22年3月」以前
令和6年度の重課対象	車検証に記載されている初度検査年月が「平成23年3月」以前

### ■グリーン化特例（軽課）

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに最初の新規検査を受けた一定の性能を有する三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る）については、令和4年度分の軽自動車税（種別割）に限り、軽課税率が適用されます。（※令和3年4月1日以降に新規検査を受けた車両より新基準が適用となります。）

種 別				税 率 (年額)		
				④75%軽減 電気自動車・天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成、かつ以下の要件を満たす車両	⑤50%軽減 乗用：令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車
三 輪				1,000円	2,000円	3,000円
軽自動車	四 輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	-	-
		貨物用	営業用	1,000円	-	-
			自家用	1,300円	-	-

⑤、⑥は、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄をご覧ください。

また、国土交通省のホームページに軽減対象車一覧が掲載されています。

※新基準については、上記表の④のみ適用となります。

お問い合わせは 大江町役場 税務町民課 町民税係 TEL 0237-62-2119